

発行元

東京都認証・特別非営利活動法人 日本エステティック学会 JAPAN SOCIETY FOR ESTETIC

注意しましょう！ 中途解約トラブル



広告表現には充分注意を！！

エステティックサービス契約書・概要書面は取り交わしていますか？
エステサロンの施術契約の際は付帯サービス等契約に伴うものはすべて備考欄に記載しておきましょう。契約を完了することを前提に〇〇の無料サービスを行う。契約を完了することを前提に〇〇化粧品をサービスする。中途解約の場合の実費費用負担。などを明確に契約書備考欄に記載しておきましょう。これまでの解約トラブルでは口約束で発生することが殆どです。サロンを健全に守るためにも契約書に事細かに記載することで発生するトラブルの負担を少しでも軽減できます。

健康被害トラブルの対応は慌てず冷静に！



火傷・あざ・かぶれ対処を誤れば訴えられる可能性が・・・
「トラブル発生！初期対応が重要です！すぐに病院に行きましょう！」
通常健康被害なら発生したと同時に病院に行きましょう！サロン近くの病院は日頃から把握しておくことが重要です。近くに懇意にしている病院がない場合は、総合病院か大学病院へ行きましょう。初期の対応が大切なポイントです。絶対にお客様任せにははいけません。様々な情報がお客様の心を変貌させてしまいます。病院の診療時間が終わってれば救急病院へ行きましょう。ほんの少しの誠意と行動力で大きなトラブルの芽は摘み取ることができるのです。

ピーリング・脱毛対応の保険加入は可能です。



もしもの時に保険があれば・・・

学会員ならエステ傷害保険プラスに加入することができます。
今までのエステ保険では免責に該当する「脱毛」「ピーリング」も日本エステティック学会会員ならこの2施術を保険対応できるようになります。転ばぬ先の杖をしっかり持って日頃から安心して施術に邁進できます。専任弁護士・ドクターも対応可能です。
適切な初期対応とエステ専用保険があれば万が一の時にも先生のご対応負担が大きく軽減できます。詳しい条件等は学会事務局までお問合せください。（担当 マスモト）

近年、お客様との契約・施術トラブル問題が再燃する可能性があります。
過去に取り上げた内容にプラスしてご注意点を上げております。是非ご一読ください。

NPO法人日本エステティック学会は広く皆様のご参加・ご協力をお願いしています。
学会(JSE)は開かれた会として幅広く皆様方のご意見をお待ちしております。

セミナー・講習・講演・入会・更新手続き

入会・更新手続きは、管理センターへ TEL0120-833-026/FAX03-5524-2878